

経営首脳者セミナーのご案内

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

～フリーランスとの取引に関する新しい法律～

近年、多様な業種でフリーランスとして働く方が増え、社会経済に様々なメリットがある一方で、フリーランスの方々に関わるトラブルの増加が問題となっています。これを受けて、令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が交付され、昨年11月1日に施行されました。

建設業の場合には、具体的には一人親方などと取引する工務店などの発注事業者が自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改訂する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常の単価を大幅に下回る報酬の額を定めるなどの買いたたきとなる行為は規制されます。

今後の建設業者にも大きくかわる問題ですので、経営首脳者・安全衛生担当者のみならず、**契約担当者にもぜひ参加していただきたい内容です。**なお、このセミナーには、無料で参加できます。



この報酬で
お願いね



そんな…
これは安すぎる

～電子申請の義務化についても～

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号）が令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から、労働者死傷病報告等、労働安全関係の一部の手続きにおいて、電子申請が原則義務化されることとなりました。

また、これに伴い、労働者死傷病報告については、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、その報告事項が改正されることとなります。

日 時 令和7年3月6日（木）13時30分から16時55分まで

開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22

- 開催内容 ① 建設業における監督行政、働き方改革について
② 建設業の労働災害防止に向けた取組について
③ 建設業における健康確保対策と化学物質等による健康障害防止対策について
①～③まで神奈川労働局労働基準部担当部署課長からの講演のほか以下の特別講演があります。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について（一人親方等との取引条件適正化）

講師 神奈川労働局雇用環境・均等部・指導課 岩楯大佑氏

人材の高齢化に備える健康管理のために

講師 独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合センター
労働衛生専門職 新名早苗氏

セミナーは無料です。下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により

令和7年2月28日（金）までにお申し込み下さい。

申込先 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456
FAX 045-201-7735 メール uketuke@kensaiboukanagawa.com

経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()

建災防神奈川支部ニュース

No.582 令和7年1・2月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>



建設業労働災害防止協会
神奈川支部長

黒田 憲一

令和7年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素より神奈川支部の事業活動につきまして、特段のご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

建設業における労働災害は、長期的には減少傾向にあります。最近では地球温暖化の影響か、記録的な猛暑が続き、県内においては夏季に建設業の死亡災害が多発しました。

さらに、去年は急激な増水により相模原の工事現場で2名の方が亡くなりましたが、能登をはじめ、全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害をもたらした1年でもありました。

このような情勢の中、被災地での迅速なインフラの整備や復旧復興工事、あるいは防災、減災、国土強靱化を実現するための工事など、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う守り手として我々建設業の役割はますます重要なものとなっております。

建設と言えば、きつい・汚い・危険の3Kのイメージが根付いています。

確かに、長時間労働や少ない休日、真夏や真冬の屋外作業、高所や重機のそばでの

作業等、厳しい労働環境で働かなければならないこともあり、また、インフラ関係の整備に携わる者や自然災害の際には昼夜を問わず出勤しなければならないこともあります。

これからは、将来の担い手確保のため、建設業で働く人々や建設業を目指す若者が、夢と誇りをもって活躍できる希望に満ちた産業となるよう、新3K、給与が良い・休日が取れる・希望が持てるに加えて「かっこいい」の新4Kの実現に向け、働き方改革の推進や生産性の向上等を早急に進めることも重要です。

現場を支えてくださっている現役の皆様には、安全な環境のもと、安心して働き続けられる産業だと実感していただけるように、そして将来の担い手となることが期待される若い方々には、魅力と将来性のある産業の姿をお示しし、自己実現の場として建設業を選んでもらえるよう、神奈川支部は墜落転落災害の撲滅と「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の3つの運動のさらなる展開を軸に、本年も無事故、無災害を目指してしっかりと進めていく所存ですので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



令和7年 年頭所感



神奈川県労働局
局長

藤枝 茂

令和7年の新春を迎えるに当たり、建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。現在、我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行ができるかどうかの分岐点にあります。

また、**県内の景気動向**については、物価高騰の影響や海外景気の下振れなど懸念材料はあるものの、「一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」とされております。

このような状況の中で、今年度の行政運営方針の重点施策は、「**すべての人がいきいきと働くかながわ**」を目指して積極的な業務運営を展開しております。

構造的な人手不足への対応を図りながら、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現するため、誰もが働きやすい職場づくりなど、各種助成金の支給や様々な就職支援、労働環境の改善に向けた取組等を実施しております。

昨年4月から、建設業についても**時間外労働の上限規制**が適用されました。建設業界における対応状況を十分に把握した上で、支援を進めてまいります。また、関係する発注者等の協力が必要不可欠であることから、引き続き積極的に要請を実施してまいります。

一方、令和6年の県内における**建設業の労働災害発生状況**をみますと、休業4日以上の死傷者数（11

月末速報値）はコロナ感染症によるものを除いて、618人と前年同月比で28人の減少（-4.3%）となっております。

しかしながら、死亡災害（11月末速報値）は11人と、前年同時期と比べ3人の減少とはなっているものの、依然として多数の尊い命が失われております。

第14次労働災害防止計画（14次防神奈川計画）では、令和9年までに死亡者数を7人以下とする目標を掲げておりますが、極めて厳しい状況が続いているところです。

このような死亡災害の増加に歯止めをかけるため、昨年末には全署一斉に**建設現場の集中監督**を実施して、墜落・転落災害防止の措置義務違反など、多くの法違反等を指摘し、早急に改善を図っていただきました。

本年も、建設三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、崩壊・倒壊災害）をはじめとする労働災害防止のため、**積極的に臨検監督**等を行なってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、新たな化学物質に係る規制のための見直しにより、改正された労働安全衛生関係法令が令和6年4月に全面施行されており、化学物質管理活動の定着を図るため、本年2月に「**化学物質管理強調月間**」が新たに創設されます。

建設現場における化学物質の適正管理についてもよろしくお願いいたします。

以上のように、労働行政として取り組むべき課題は多岐にわたりますが、本年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴会及び会員の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和6年11月末現在

年	署												
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	54	25	52	49	49	73	50	45	39	56	55	71	618
	(1)			(1)	(1)	(2)			(3)		(2)	(1)	(11)
前年	70	26	39	62	35	98	61	66	31	49	45	64	646
	(1)		(1)	(2)		(3)		(2)	(2)		(1)	(2)	(14)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。コロナ感染によるものを除いている。

☆死亡災害発生状況☆

神奈川県労働局 令和6年12月20日現在

業種	年	死亡災害把握数						死亡災害件数					
		前年同期（令和5年）		前々年同期（令和4年）		令和5年		令和4年		令和3年			
		(令和6年)	(令和5年)	(令和4年)	(令和5年)	(令和4年)	(令和3年)						
製造業	6	4	(1)	2		4	(1)	2		8			
建設業	11	15	(1)	9	(1)	16	(1)	9	(1)	21	(2)		
交通運輸業													
陸上貨物運送事業	5	(2)	9	(3)	5	(1)	9	(3)	6	(1)	2		
港湾荷役業			1				1						
商業	4	(3)			6	(2)			6	(2)	3		
清掃・と畜業	3		3		4		3		4		1		
その他	4	(1)	9	(2)	3	(2)	9	(2)	3	(2)	14		
合計	33	(6)	41	(7)	29	(6)	42	(7)	30	(6)	49		

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

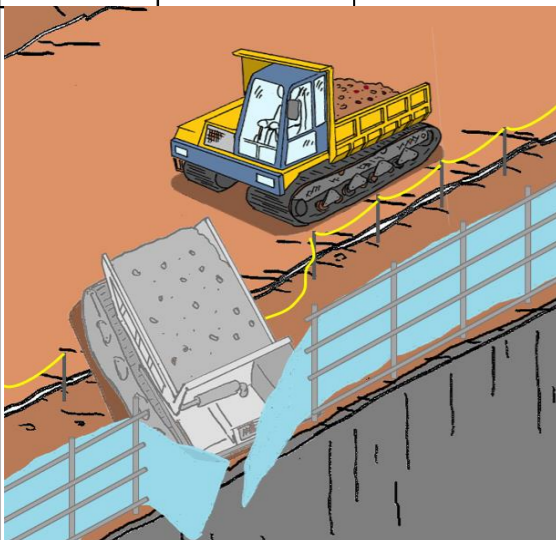
☆死亡災害の概要☆

神奈川県労働局 令和6年12月20日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 17時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 25～30歳	化学設備 有害物等との接触	ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。
2	2月 9時頃	土木工事業 (元請) ～9人 60～64歳	作業床、歩み板 墜落、転落	被災者が、ダンプトラックの荷台上に道板2枚を掛けて、ドラグ・ショベルをダンプトラックに積込む作業を行っていたところ、道板が荷台から外れ、同時にドラグ・ショベル及びこれを運転していた被災者が地面に墜落し、被災者はドラグ・ショベルの下敷きとなった。
3	3月 11時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 20～24歳	足場 墜落、転落	足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上（高さ約10m）から墜落した。
4	7月 16時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 25～29歳	締固め用機械 墜落、転落	生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械（ローラー）を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8mの高さから当該機械ごと転落し、運転していた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。
5	8月 10時頃	その他の建設業 (3次下請) ～9人 25～29歳	その他の電気設備 感電	生コンプラント内の補修工事において、被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を持ったところ、うめき声が上がって硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したものの。
6	8月 15時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 40～44歳	高所作業車 感電	送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業者が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作しブームを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。
7	9月 10時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 15～19歳	掘削用機械 激突され	解体工事現場においてドラグ・ショベルで床掘る作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床で地表のとドラグ・ショベル運転手に無線で指示していたところ、誤ってドラグ・ショベルの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差でお互い目視確認できない状態であった。
8	9月 13時頃	建築工事業 (3次下請) ～9人 60～64歳	足場 墜落、転落	被災者は、商業ビル内の電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり高さ約1m墜落した。
9～10	9月 16時頃	土木工事業 (1次・2次下請) ～9人 30～34歳、40～44歳	水 おぼれ	既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流れ、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。
11	11月 10時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	不整地運搬車 墜落、転落	別掲載（6頁）

11月に発生した建設業の死亡災害の概要

11月 10時頃	土木工事業 民間 ～9人	不整地運搬車 墜落、転落	<p>【発生状況】 被災者が土砂の運搬のためキャリアダンプに乗車し、土砂の積み込み場所から降ろし場所まで走行していたところ、何らかの原因により左に急旋回し、高さ12mの建造中の擁壁から、キャリアダンプと共に転落して地面に激突した。60～64歳（2次下請）キャリアダンプ運転手</p> <p>【災害防止のポイント】 1 不整地運搬車の運転の業務についての技能及び知識の向上を図ること。 2 不整地運搬車を使用する際には、あらかじめ、場所の広さ、地形、不整地運搬車の種類、能力及び荷の種類と形状に適應する作業計画を定め、これにより作業を行わせること。 3 不整地運搬車を使用する作業については、作業指揮者を定め、上記計画に基づき、作業を指揮させること。 4 不整地運搬車が作業中、法面等から転落するおそれがある時は、車止めを設ける等転落防止の措置を講じさせるか又は、誘導者を配置してその者による誘導により作業を行わせること。</p>
-------------	--------------------	-----------------	--



建設工事に従事する事業者の皆様へ

STOP！死亡重大災害～建設業～

～全労働基準監督署において年末年始の集中監督を実施中！～

【令和6年 死亡災害の発生状況】

令和6年(2024年)の神奈川県管内の建設業の死亡労働災害については、**7月以降急増し、死亡者数は10月末(速報値)で10人となっています(図1参照)**。これは過去10年間でみても3番目に高い水準で、2番目に多かった昨年(令和5年)の13人に迫る状況です(図2参照)。また、事故の型別では、**墜落・転落が最も多く4人、次に、感電2人、おぼれ2人、激突され1人、有害物等との接触1人となっています(図3参照)**。

図1 過去3年間の建設業の死亡災害の月別推移(神奈川県)

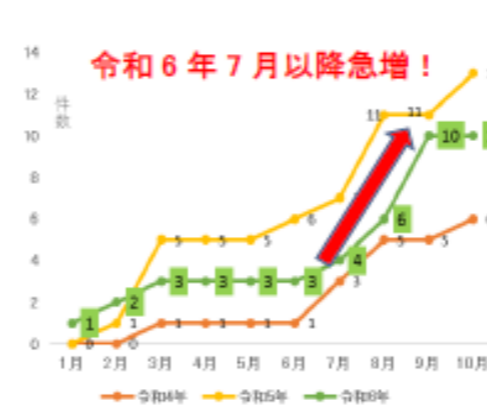
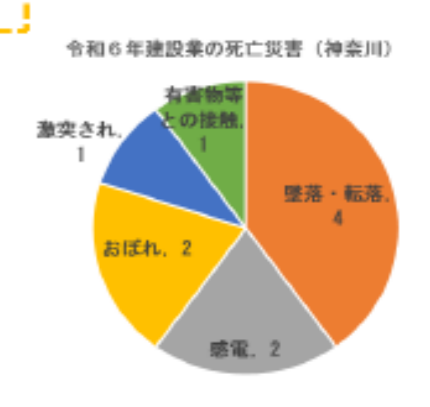




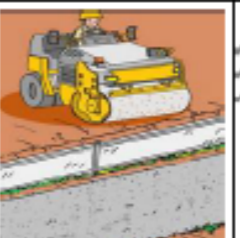
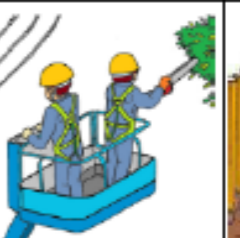
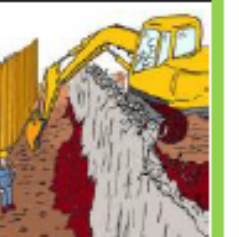
図2 過去10年間の建設業の死亡災害(神奈川県)



図3 令和6年建設業死亡災害の事故の型別(10月末)



【令和6年 死亡災害の事例(一部)】

発生月	1月	2月	7月	8月	9月
業種	その他の建設業	土木工事業	土木工事業	その他の建設業	建築工事業
事故の型	有害物等との接触	墜落・転落	墜落・転落	感電	激突され
起因物	化学設備	作業床・歩み板	締固め用機械	高所作業車	掘削用機械
年齢	25～29歳	60～64歳	20～24歳	40～44歳	15～19歳
発生状況	ガス枝管の切断作業中、掘削穴に頭部を入れ、意識がない状態で同僚が発見した。都市ガス漏れで酸欠による急性心機能障害によるもの。	ダンプの荷台に道板2枚を掛けてドラグショベルを積込む作業中、道板が外れて機械ごと横転し、下敷きとなった。	整地作業のためローラーを運転して転圧作業中、端部法面(高さ1.8m)から転落し、頭部を機械と地面との間に挟まれた。	送電線周りの枝打ち作業のため、高所作業車に搭乗・運転し、作業床(かご)を旋回したところ、高圧線に接触または接近し、感電した。	解体工事現場で(互いに目視確認できない状況)、被災者が地表3m下の掘削床でオベに無線指示し、ドラグショベルで掘削中、バケットに激突された。
イメージ					

建災防事務局だより



第2回理事会の開催

12月2日、神奈川県建設会館講堂において建災防神奈川支部令和6年度第2回理事会を開催しました。

理事会の定員は72名ですが、当日の参加者は34名、委任状25名、合計59名となり、理事会は成立しました。

黒田支部長(写真上)は神奈川支部も今年の10月で60周年を迎えることとなったことに触れ「昭和39年に神建協の片隅に机を設けてスタートし、これまでの60年間、建設業の安全衛生水準の向上にむけて各種事業を積極的に推進し、死亡災害は設立時と比べて10分の1程度にまで大幅に減少させてきました」とこれまでの支部の活動を振り返り、しかしながら本年の情勢については昨年に続いて県内における建設業の死亡災害が夏季に多発、全国ワースト3であることから神奈川労働局では12月に建設業に集中監督が行われることとなった、と現状を報告した。

来賓からは神奈川労働局労働基準部安全課の塚田安全課長(写真右)があいさつをし、同じく安全課の関



川地方安全専門官から「神奈川県内における労働災害の現状」について説明が行われました。

議事は第一号議案「令和6年度上半期事業報告承認に関する件」第二号議案「令和6年度上半期経理状況報告承認に関する件」についていずれも承認されました。

化学物質管理強調月間ポスター

本年度を初年度として2月に化学物質管理強調月間が展開されることとなっています。

広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることと目的としています。

このほど建災防では同月間のポスターを作製しました。

本年度のスローガンである「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」が印刷されているものです。一枚253円ですのでぜひご活用ください。

※同週間の内容等については今月号の特集「新春座談会」に記載しています。



支部行事予定

正副支部長・分会長会議

時：1月31日 15：30
所：伊勢山ヒルズ

編集委員会

時：3月4日 15：00
所：建設会館411会議室

正副運営委員長・部会長会議

時：1月16日 15：00
所：建設会館411会議室

安全祈願祭

時：1月31日 16：20
所：伊勢山皇大神宮

経営首脳者セミナー

時：3月6日 13：30
所：建設会館講堂

